

令和6年度 第1回瑞穂市地域公共交通会議・会議録

日 時 令和6年7月31日（水） 午前10時00分から午前11時45分
場 所 瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 大会議室
出席委員 相浦要（会長）、河野秀明（副会長）、片山義吉、木村治史、佐口孝、
大平正廣、新井正信、新井美佐子、松原隆行、林善太郎、脇若保雄、
山田慎児、児玉忠哲、桑原秀幸、村瀬義樹、應江黔、加代暢尊
以上 17名
欠席委員 相宮一夫、正村明、木戸脇研一 以上3名
事務局 磯部企画部長、木村総合政策課長、宇野主幹、森副主幹、小森副主幹、
古澤福祉生活課長、杉原副主幹 以上 7名
傍聴人 1人

1. 開会

事務局： 令和6年度第1回瑞穂市地域公共交通会議を開催いたします。
本来であれば、本会議の会長が会議の進行を行うところではございますが、会長が選出されるまでは、私が進行役を務めさせていただきます。
本会議は、委員20名のうち17名の方にご出席をいただいております。瑞穂市附属機関設置条例第8条第1項に定める過半数以上の出席を満たしており、会議が成立することを報告させていただきます。開会に際しましては、ご出席の皆様のご紹介をさせていただくところではございますが、お手元の瑞穂市地域公共交通会議委員名簿により、ご紹介に代えさせていただきます。
また、本日はオブザーバーとして名鉄グループバスホールディング株式会社様にもご参加いただいております。
まず、瑞穂市附属機関設置条例第7条第2項の規定に基づき、委員の互選により会長及び副会長の選任をお願いいたします。いかがでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

事務局： ありがとうございます。
事務局からはこれまでと同様、相浦委員に会長を、副会長に河野委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

事務局： ありがとうございます。
委員の皆様のご賛同を得られましたので、会長を相浦委員、副会長を河野委員にお願いすることといたします。

2. 会長あいさつ

会長： 皆様こんにちは。会長として選出いただきありがとうございます。令和6年度第1回瑞穂市地域公共交通会議ということでございますが、瑞穂市の公共交通は、みずほバスの4路線により穂積駅を中心に進めてまいりました。みずほバスは、新型コロナウイルスの影響により利用者が大きく減少しましたが、令和5年度には利用者が121,318人と過去最高の利用者を記録しております。これもバス停の位置の見直しや、高校生を対象とした無料バス企画など、いろいろな努力の結果かと思っております。来月に汽車まつりや、ほづみ夜市が行われる折には、無料バス企画を実施することで、より多くの方にみずほバスを知っていただくことを考えております。また、ご存知の方もお見えかもしれませんが、穂積駅から安八温泉を結ぶ安八穂積線は、利用者数が伸びないこともあり、9月30日に廃止となります。詳細は、後ほどご報告させていただきます。また、昨年度の道路運送法施行規則の改正により、この地域公共交通会議において、福祉有償運送についても協議いただくことになりました。本日は、そのことについてもご協議いただくことになっております。概略だけお話させていただきまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。
ここからの議事の進行は、瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項に従い、相浦会長に議長をお願いいたします。

会長： 事務局に確認をいたします。傍聴希望者はお見えでしょうか。

事務局： 1名の方の傍聴希望がございます。

会長： 傍聴希望者の入室につきまして確認させていただきます。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長： ありがとうございます。
それでは傍聴希望者の案内をお願いいたします。

(傍聴希望者入室)

会 長： それでは進めさせていただきます。
〈会議にあたっての確認事項〉

- ・ 会議録の要点筆記
- ・ 発言委員の氏名公表
- ・ 会議録は会長、副会長が確認を行い公開

3. 議事

報告事項1 安八穂積線の廃止について

事 務 局： 資料を用いて説明。

新井(美) 委員： 大垣桜高等学校の学生が利用していると思いますが、連絡はされているのでしょうか。

事 務 局： 大垣桜高等学校には、事前に連絡をしております。また、本日の会議終了後の8月に安八穂積線廃止の流れと牛牧穂積線の改正の内容について、報告に行く予定をしております。

協議事項1 みずほバス（牛牧穂積線）の見直しについて

事 務 局： 資料を用いて説明

山田 委員： 代替により廃止予定の「祖父江公園」バス停の利用者がどのくらいみえるのでしょうか。
また、住民の方からのご意見や配慮してもらいたいことなど寄せられている話はあるのでしょうか。

事 務 局： 令和6年1月26日金曜日に乗降調査を行っており、左回りでは、1日の乗車人数が2人、降車人数が3人です。右回りでは、乗車人数は0人、降車人数は1人です。
安八穂積線廃止の発表後には、バス停に関する要望の電話を何本かいただいております。

山田委員： 今回の協議後、停留所の新設などがありますので、意見聴取を行い、運賃協議会において、意見聴取の中で寄せられた意見をベースに問題がないか協議する流れになってはいますが、意見聴取方法のイメージがありましたら教えてください。

事務局： 意見聴取について回答させていただきます。変更予定の路線図と時刻表等を市のホームページに掲載し、メール、ファックスと郵送にて提出していただく予定をしております。

会長： 牛牧穂積線の路線の見直しについて、瑞穂市附属機関設置条例第8条第2項の規定により、賛否を取らせていただきたいと思います。ご承認いただける方は、挙手をもってよろしく願いいたします。

(全員挙手)

会長： ありがとうございます。
全員の方にご賛同いただきましたので、承認させていただきます。

協議事項2 みずほバス（本田七崎線）の見直しについて

事務局： 資料を用いて説明。

木村委員： この休憩時間の部分と4月から拘束時間の問題。これまで16時間の拘束時間で8時間の休息というパターンが、改正により、15時間の拘束時間と9時間の休息時間を設けるように変わっている。事業所さんと調整されていると思いますが、問題は無いのでしょうか。

事務局： 今回の案の作成にあたりましては、事業者さんと事前に調整させていただき、そのような法令の部分もクリアできるよう考えていただいています。

山田委員： バスが遅れると10分の休憩が取れない可能性があるというお話であったと思いますが、実際に遅れるケースは、どれくらい発生していて、どれくらいの遅れが最大発生していたのか。また、このダイヤ改正で、最大の遅れを含めて休憩が取れる形に整備されるということで大丈夫でしょうか。

事務局： こちらについては、岐阜バスさんからご回答をお願いします。

宮部氏： ダイヤは、毎日遅れるということではなく、遅れる時は10分近く遅れるようなこともありました。ただ、遅れることも想定しておりまして、本来1人で業務が出来るところではありますけれども、代わりの運転手を使いながら2人体制のような形で運行している状況です。ただ、運転手不足というところで効率的に運用したいという思いもあり、今回ダイヤを見直しさせていただくことになっています。

今後、運行して遅れなどが発生した場合は、見直しも必要かと思いますが、この改正で遅れを解消し、休憩も取れる体制になると考えています。

会長： 本田七崎線の見直しについて、瑞穂市附属機関設置条例第8条第2項の規定により賛否を取らせていただきたいと思います。承認いただける方は、挙手をもってよろしく願いいたします。

(全員挙手)

会長： ありがとうございます。
全員の方にご賛同いただきましたので、承認させていただきます。

報告事項2 自家用自動車有償旅客運送事業の届出及び報告について

事務局： 資料を用いて説明。

佐口委員： 瑞穂市で登録している福祉有償運送事業者は、私共以外にいないということでしょうか。

事務局： 1社のみです。

佐口委員： 事業所が瑞穂市内に出張所みたいなものを設けられれば、利用者さんの家まで行く距離が短くなり、安い料金でもっと利用しやすくなると思います。大概のところは、タクシー業者さんと同等、もしくは、少し高めになってしまうかもしれません。

ただ、こちらは事業所が岐阜市内にありますので、岐阜市内の病院に瑞穂市から行かれた帰りに利用してもらえれば、一般のタクシーの半額ぐらいの料金にはなるかと思います。

田代委員： この会員登録者数は、瑞穂市に住んでいる方の数ということでした。

ようか。利用はないけれども、登録があるということは使いたいという気持ちはあるということなのですよ。

佐口委員： 瑞穂市に住所が登録されている方の登録は、確かに5名ですけれども、山県市の障害者福祉施設に入居されている方で、住所は山県市、父母の住所が瑞穂市という方の送迎も行っております。

田代委員： ボランティアではないので、趣旨は十分理解をしていますけれども、料金が高いことで実績がないということであると、必要とされている方は、どのように移動の足を確保されているのか。その代替の足の確保の状況は、市は把握していらっしゃるのか。また、市としてどのように考えていらっしゃるのか。

事務局： 利用が伸びていないということは、課題とっております。担当者からも説明がありましたが、この福祉有償運送というのはあくまで非営利ということで、実費相当分は費用として、赤字にならないようにお支払いいただかないと運営ができないということです。

また、利用される方もタクシー業者さんと金額を比較して控えられていることが多いとは思いますが、「第3期障がい者総合支援プラン」にもありますとおり、買い物や通院だけではなく、レジャーなどにも出かけていただきたいとっておりますので、移動手段の選択肢の1つとして福祉有償運送のサービスは、大変重要だと考えております。

周知の方法も良くなかったと反省しておりますので、皆様のご協力をいただきながらこのサービスを拡げていきたいと思っております。

林委員： これまでは、福祉有償運送運営協議会の方に入っていて、今回の地域公共交通会議と一緒にやったということですが、最初に流れを説明いただけると良かったと思っております。

事務局： 少し説明不足だったかと思いますが、これからは、福祉生活課と総合政策課で情報を共有し、様々な協議を行っていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

会長： 公共交通と福祉の分野をどのように繋いでいくのかが大切だと思います。道路運送法施行規則の改正は、そのような趣旨で行われたと考えています。また、バスを障がいのある方でも利用できるような体制づくりなどをこの地域公共交通会議の中でご検討いただけるとありがたいと思っております。

新井(美)委員： この福祉有償運送を運営していくNPO法人は大変だと思います。病院によっては、透析患者を送迎していただけることがあります。また、特別支援学校では、バスが巡回していますので、それを利用できると良いと考えておりますが、そのバスも利用しにくいいため、こういう福祉有償運送を利用するということだと思います。このことは、とても大切なことなので、今後とも協議していただきたいなと思います。

協議事項3 福祉有償運送の「運送の対価変更」について

事務局： 人件費の上昇や原油価格の高騰等により、経費が上昇しており、経費削減の努力はしていただいているものの、このままでは事業の継続が大変厳しい状況であるということで、対価の変更と利用者負担を軽減するための相乗りについてご協議をいただくものになります。詳細については、ギフ福祉ネットワーク東部の佐口さんからよろしくお願いいいたします。

佐口委員： 資料を用いて説明。

木村委員： 瑞穂市にはギフ福祉ネットワーク東部さんのような事業所がないということで、どうしても頼らざるを得ないというのが現状だと思っておりますが、登録会員数が5名となっておりますが、広い瑞穂市の中で本当は利用したい方がいるのであれば、事業ができる畑はあるのかなと思います。実際に必要とする対象者はどれぐらいみえるのですか。その方たちへの周知や認知度について、分かるのであれば教えてください。

事務局： 対象者の方は、主に障害者手帳をお持ちの方だと思われれます。令和5年度末の身体障害者手帳の方で1,668人、療育手帳の方で605人、精神障害者の方で586人。その中にご自身で移動ができない方の割合は、把握できておりません。おっしゃられた通り、周知が十分でないというのが反省事項としてありますので、例えば手帳をお渡しする際に周知をしたり、ホームページを改善したりして、このようなサービスがあるということ周知していきたいと思っております。

山田委員： 今回の値上げは、特定大型車については現状をほぼ維持しつつ、小型車を中心に少し値上げするということですが、時間制運賃をタクシー運賃の5割を目安にしましょうということまで来て

いたのですけれども、それでは実費の部分を賄いきれない、事業として継続することができないという声が多く寄せられまして、今年度の4月に8割までと全国的に改正をされたというところで、これまでも、5割というのはあくまでも目安なので、実費としてそれを超えるようであれば、協議会での合意を得て設定することが可能な制度ではあったのですけれども、やはり目安が示されていると、声を上げられないという実態があったということです。

先ほどのギフ福祉ネットワーク東部さんの説明にもありましたように、瑞穂市内の方が利用しようとする際に、タクシー運賃に近いところまで金額が上がってしまう可能性があるということで、何とかできる範囲内のところで申請をされてきたと思いますけれども、利用者が増えてきた際にうまくいくのか、ドライバーさんの確保が難しいというところもあったりするので、運用面も含めて、今後の協議会の中で途中経過などを報告いただきつつ、進めていっていただきたいと思います。

会 長： それでは協議事項3について、令和6年10月1日からこの対価にて行っていくことにご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長： ありがとうございます。全員の方の賛成ということで、瑞穂市附属機関設置条例第8条第2項の規定により、協議事項3は承認されました。ありがとうございました。
これをもちまして、本日の議事はすべて終了いたします。皆様のご協力に感謝申し上げて、議長の任を終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局： これにて本日の会議は終了させていただきます。長時間にわたり、ご議論いただきまして誠にありがとうございました。

令和6年度 第1回瑞穂市地域公共交通会議・会議録

日 時 令和6年7月31日（水） 午前10時00分から午前11時45分
場 所 瑞穂市役所 穂積庁舎 3階 大会議室
出席委員 相浦要（会長）、河野秀明（副会長）、片山義吉、木村治史、佐口孝、
大平正廣、新井正信、新井美佐子、松原隆行、林善太郎、脇若保雄、
山田慎児、児玉忠哲、桑原秀幸、村瀬義樹、應江黔、加代暢尊
以上 17名
欠席委員 相宮一夫、正村明、木戸脇研一 以上3名
事務局 磯部企画部長、木村総合政策課長、宇野主幹、森副主幹、小森副主幹、
古澤福祉生活課長、杉原副主幹 以上 7名
傍聴人 1人

1. 開会

事務局： 令和6年度第1回瑞穂市地域公共交通会議を開催いたします。
本来であれば、本会議の会長が会議の進行を行うところではございますが、会長が選出されるまでは、私が進行役を務めさせていただきます。
本会議は、委員20名のうち17名の方にご出席をいただいております。瑞穂市附属機関設置条例第8条第1項に定める過半数以上の出席を満たしており、会議が成立することを報告させていただきます。開会に際しましては、ご出席の皆様のご紹介をさせていただくところではございますが、お手元の瑞穂市地域公共交通会議委員名簿により、ご紹介に代えさせていただきます。
また、本日はオブザーバーとして名鉄グループバスホールディング株式会社様にもご参加いただいております。
まず、瑞穂市附属機関設置条例第7条第2項の規定に基づき、委員の互選により会長及び副会長の選任をお願いいたします。いかがでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

事務局： ありがとうございます。
事務局からはこれまでと同様、相浦委員に会長を、副会長に河野委員をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

事務局： ありがとうございます。
委員の皆様のご賛同を得られましたので、会長を相浦委員、副会長を河野委員にお願いすることといたします。

2. 会長あいさつ

会長： 皆様こんにちは。会長として選出いただきありがとうございます。令和6年度第1回瑞穂市地域公共交通会議ということでございますが、瑞穂市の公共交通は、みずほバスの4路線により穂積駅を中心に進めてまいりました。みずほバスは、新型コロナウイルスの影響により利用者が大きく減少しましたが、令和5年度には利用者が121,318人と過去最高の利用者を記録しております。これもバス停の位置の見直しや、高校生を対象とした無料バス企画など、いろいろな努力の結果かと思っております。来月に汽車まつりや、ほづみ夜市が行われる折には、無料バス企画を実施することで、より多くの方にみずほバスを知っていただくことを考えております。また、ご存知の方もお見えかもしれませんが、穂積駅から安八温泉を結ぶ安八穂積線は、利用者数が伸びないこともあり、9月30日に廃止となります。詳細は、後ほどご報告させていただきます。また、昨年度の道路運送法施行規則の改正により、この地域公共交通会議において、福祉有償運送についても協議いただくことになりました。本日は、そのことについてもご協議いただくことになっております。概略だけお話させていただきまして、私のご挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしく願いいたします。

事務局： ありがとうございます。
ここからの議事の進行は、瑞穂市附属機関設置条例第7条第3項に従い、相浦会長に議長をお願いいたします。

会長： 事務局に確認をいたします。傍聴希望者はお見えでしょうか。

事務局： 1名の方の傍聴希望がございます。

会長： 傍聴希望者の入室につきまして確認させていただきます。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

会 長： ありがとうございます。
それでは傍聴希望者の案内をお願いいたします。

(傍聴希望者入室)

会 長： それでは進めさせていただきます。
〈会議にあたっての確認事項〉

- ・ 会議録の要点筆記
- ・ 発言委員の氏名公表
- ・ 会議録は会長、副会長が確認を行い公開

3. 議事

報告事項1 安八穂積線の廃止について

事 務 局： 資料を用いて説明。

新井(美) 委員： 大垣桜高等学校の学生が利用していると思いますが、連絡はされているのでしょうか。

事 務 局： 大垣桜高等学校には、事前に連絡をしております。また、本日の会議終了後の8月に安八穂積線廃止の流れと牛牧穂積線の改正の内容について、報告に行く予定をしております。

協議事項1 みずほバス（牛牧穂積線）の見直しについて

事 務 局： 資料を用いて説明

山田 委員： 代替により廃止予定の「祖父江公園」バス停の利用者がどのくらいみえるのでしょうか。
また、住民の方からのご意見や配慮してもらいたいことなど寄せられている話はあるのでしょうか。

事 務 局： 令和6年1月26日金曜日に乗降調査を行っており、左回りでは、1日の乗車人数が2人、降車人数が3人です。右回りでは、乗車人数は0人、降車人数は1人です。
安八穂積線廃止の発表後には、バス停に関する要望の電話を何本かいただいております。

山田委員： 今回の協議後、停留所の新設などがありますので、意見聴取を行い、運賃協議会において、意見聴取の中で寄せられた意見をベースに問題がないか協議する流れになってはいますが、意見聴取方法のイメージがありましたら教えてください。

事務局： 意見聴取について回答させていただきます。変更予定の路線図と時刻表等を市のホームページに掲載し、メール、ファックスと郵送にて提出していただく予定をしております。

会長： 牛牧穂積線の路線の見直しについて、瑞穂市附属機関設置条例第8条第2項の規定により、賛否を取らせていただきたいと思います。ご承認いただける方は、挙手をもってよろしく願いいたします。

(全員挙手)

会長： ありがとうございます。
全員の方にご賛同いただきましたので、承認させていただきます。

協議事項2 みずほバス（本田七崎線）の見直しについて

事務局： 資料を用いて説明。

木村委員： この休憩時間の部分と4月から拘束時間の問題。これまで16時間の拘束時間で8時間の休息というパターンが、改正により、15時間の拘束時間と9時間の休憩時間を設けるように変わっている。事業所さんと調整されていると思いますが、問題は無いのでしょうか。

事務局： 今回の案の作成にあたりましては、事業者さんと事前に調整させていただき、そのような法令の部分もクリアできるよう考えていただいています。

山田委員： バスが遅れると10分の休憩が取れない可能性があるというお話であったと思いますが、実際に遅れるケースは、どれくらい発生していて、どれくらいの遅れが最大発生していたのか。また、このダイヤ改正で、最大の遅れを含めて休憩が取れる形に整備されるということで大丈夫でしょうか。

事務局： こちらについては、岐阜バスさんからご回答をお願いします。

宮部氏： ダイヤは、毎日遅れるということではなく、遅れる時は10分近く遅れるようなこともありました。ただ、遅れることも想定しておりまして、本来1人で業務が出来るところではありますけれども、代わりの運転手を使いながら2人体制のような形で運行している状況です。ただ、運転手不足というところで効率的に運用したいという思いもあり、今回ダイヤを見直しさせていただくことになっています。

今後、運行して遅れなどが発生した場合は、見直しも必要かと思いますが、この改正で遅れを解消し、休憩も取れる体制になると考えています。

会長： 本田七崎線の見直しについて、瑞穂市附属機関設置条例第8条第2項の規定により賛否を取らせていただきたいと思います。承認いただける方は、挙手をもってよろしく願いいたします。

(全員挙手)

会長： ありがとうございます。
全員の方にご賛同いただきましたので、承認させていただきます。

報告事項2 自家用自動車有償旅客運送事業の届出及び報告について

事務局： 資料を用いて説明。

佐口委員： 瑞穂市で登録している福祉有償運送事業者は、私共以外にいないということでしょうか。

事務局： 1社のみです。

佐口委員： 事業所が瑞穂市内に出張所みたいなものを設けられれば、利用者さんの家まで行く距離が短くなり、安い料金でもっと利用しやすくなると思います。大概のところは、タクシー業者さんと同等、もしくは、少し高めになってしまうかもしれません。

ただ、こちらは事業所が岐阜市内にありますので、岐阜市内の病院に瑞穂市から行かれた帰りに利用してもらえれば、一般のタクシーの半額ぐらいの料金にはなるかと思います。

田代委員： この会員登録者数は、瑞穂市に住んでいる方の数ということでした。

ようか。利用はないけれども、登録があるということは使いたいという気持ちはあるということなのですよ。

佐口委員： 瑞穂市に住所が登録されている方の登録は、確かに5名ですけれども、山県市の障害者福祉施設に入居されている方で、住所は山県市、父母の住所が瑞穂市という方の送迎も行っております。

田代委員： ボランティアではないので、趣旨は十分理解をしていますけれども、料金が高いことで実績がないということであると、必要とされている方は、どのように移動の足を確保されているのか。その代替の足の確保の状況は、市は把握していらっしゃるのか。また、市としてどのように考えていらっしゃるのか。

事務局： 利用が伸びていないということは、課題とっております。担当者からも説明がありましたが、この福祉有償運送というのはあくまで非営利ということで、実費相当分は費用として、赤字にならないようにお支払いいただかないと運営ができないということです。

また、利用される方もタクシー業者さんと金額を比較して控えられていることが多いとは思いますが、「第3期障がい者総合支援プラン」にもありますとおり、買い物や通院だけではなく、レジャーなどにも出かけていただきたいと思っておりますので、移動手段の選択肢の1つとして福祉有償運送のサービスは、大変重要だと考えております。

周知の方法も良くなかったと反省しておりますので、皆様のご協力をいただきながらこのサービスを拡げていきたいと思っております。

林委員： これまでは、福祉有償運送運営協議会の方に入っていて、今回の地域公共交通会議と一緒にやったということですが、最初に流れを説明いただけると良かったと思っております。

事務局： 少し説明不足だったかと思いますが、これからは、福祉生活課と総合政策課で情報を共有し、様々な協議を行っていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

会長： 公共交通と福祉の分野をどのように繋いでいくのかが大切だと思います。道路運送法施行規則の改正は、そのような趣旨で行われたと考えています。また、バスを障がいのある方でも利用できるような体制づくりなどをこの地域公共交通会議の中でご検討いただけるとありがたいと思っております。

新井(美)委員： この福祉有償運送を運営していくNPO法人は大変だと思います。病院によっては、透析患者を送迎していただけることがあります。また、特別支援学校では、バスが巡回していますので、それを利用できると良いと考えておりますが、そのバスも利用しにくいいため、こういう福祉有償運送を利用するということだと思います。このことは、とても大切なことなので、今後とも協議していただきたいなと思います。

協議事項3 福祉有償運送の「運送の対価変更」について

事務局： 人件費の上昇や原油価格の高騰等により、経費が上昇しており、経費削減の努力はしていただいているものの、このままでは事業の継続が大変厳しい状況であるということで、対価の変更と利用者負担を軽減するための相乗りについてご協議をいただくものになります。詳細については、ギフ福祉ネットワーク東部の佐口さんからよろしくお願いいたします。

佐口委員： 資料を用いて説明。

木村委員： 瑞穂市にはギフ福祉ネットワーク東部さんのような事業所がないということで、どうしても頼らざるを得ないというのが現状だと思っておりますが、登録会員数が5名となっておりますが、広い瑞穂市の中で本当は利用したい方がいるのであれば、事業ができる畑はあるのかなと思います。実際に必要とする対象者はどれぐらいみえるのですか。その方たちへの周知や認知度について、分かるのであれば教えてください。

事務局： 対象者の方は、主に障害者手帳をお持ちの方だと思われれます。令和5年度末の身体障害者手帳の方で1,668人、療育手帳の方で605人、精神障害者の方で586人。その中にご自身で移動ができない方の割合は、把握できておりません。おっしゃられた通り、周知が十分でないというのが反省事項としてありますので、例えば手帳をお渡しする際に周知をしたり、ホームページを改善したりして、このようなサービスがあるということを知っていきたいと思います。

山田委員： 今回の値上げは、特定大型車については現状をほぼ維持しつつ、小型車を中心に少し値上げするということですが、時間制運賃をタクシー運賃の5割を目安にしましょうということまで来て

いたのですけれども、それでは実費の部分を賄いきれない、事業として継続することができないという声が多く寄せられまして、今年度の4月に8割までと全国的に改正をされたというところで、これまでも、5割というのはあくまでも目安なので、実費としてそれを超えるようであれば、協議会での合意を得て設定することが可能な制度ではあったのですけれども、やはり目安が示されていると、声を上げられないという実態があったということです。

先ほどのギフ福祉ネットワーク東部さんの説明にもありましたように、瑞穂市内の方が利用しようとする際に、タクシー運賃に近いところまで金額が上がってしまう可能性があるということで、何とかできる範囲内のところで申請をされてきたと思いますけれども、利用者が増えてきた際にうまくいくのか、ドライバーさんの確保が難しいというところもあったりするので、運用面も含めて、今後の協議会の中で途中経過などを報告いただきつつ、進めていっていただきたいと思います。

会 長： それでは協議事項3について、令和6年10月1日からこの対価にて行っていくことにご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長： ありがとうございます。全員の方の賛成ということで、瑞穂市附属機関設置条例第8条第2項の規定により、協議事項3は承認されました。ありがとうございました。
これをもちまして、本日の議事はすべて終了いたします。皆様のご協力に感謝申し上げます、議長の任を終わらせていただきます。ありがとうございました。

事務局： これにて本日の会議は終了させていただきます。長時間にわたり、ご議論いただきまして誠にありがとうございました。